

ビル内保管トランス現場解体作業に当たっての確認書

厚生労働省（以下「甲」という。）と株式会社まちづくり中野21（以下「乙」という。）及び株式会社中野サンプラザ（以下「丙」という。）は、平成23年10月1日に甲及び乙間で締結している覚書（中野サンプラザ内に保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処理等に関する覚書）が有効であることを確認するとともに、当該覚書を踏まえ、以下のとおり確認する（以下「本確認書」という。）。

1 目的

乙が所有し、丙が運営する東京都中野区中野4-1-1（住居表示）に所在する建物（以下「中野サンプラザ」という。）内において、乙が保管している甲所有のポリ塩化ビフェニル廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5号ロに定める特定有害産業廃棄物。以下「本件P C B廃棄物」という。）について、甲及び甲の選定する請負人又は受託者（以下「請負人等」という。）がこれを適切に処理することを目的として、甲、乙及び丙は、本確認書を締結する。

2 善管注意義務

- (1) 甲は、本件P C B廃棄物を処理する（本件P C B廃棄物の撤去・搬出及び処分することをいう。以下同じ。）に当たり、善良なる管理者の注意を払って請負人等を選定し、選定した請負人等を監督するものとする。
- (2) 甲は、請負人等に、関係法令、要綱及び各種ガイドラインを遵守して適切に本件P C B廃棄物を処理させるものとする。
- (3) 甲は、本件P C B廃棄物を処理するに当たり、中野サンプラザの建物及び施設・設備（本件P C B廃棄物が保管されている区域、通路、昇降機等をいう。以下同じ。）その他の造作物に穿孔する等の変更を加える必要が生じたときは、乙又は丙の書面による事前の承認を受けた場合に限り、当該変更を加えることができるものとする。この場合、甲は、本件P C B廃棄物の処理終了後、速やかに原状に復さなければならない。

3 処理の時期及び処理計画の策定

- (1) 本件P C B廃棄物の処理は、平成30年度、平成31年度、平成32年度に分けて実施する。
- (2) 甲は、各年度において処理を開始しようとする日の1年前までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の助言を受け、作業日程、作業内容を定めた本件P C B廃棄物の処理計画（以下「処理計画」という。）を策定し、乙及び丙に対し、策定した処理計画を提出する。甲は、乙及び丙の承認を受けた後、処理計画に基づき、本件P C B廃棄物

を処理するものとする。なお、処理計画に変更の必要が生じた場合は、甲は、その内容について改めて乙及び丙と協議し、承認を受けなければならない。

- (3) 甲は、処理計画の策定に当たり、現に丙が中野サンプラザを運営している現状及び本件P C B廃棄物の処理の特殊性や安全対策の必要性に鑑み、本件と同様の工程、同規模の処理実績を有する者として、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が紹介し、乙及び丙が同意する者に処理を請け負わせなくてはならない。
- (4) 平成30年度の処理に係る処理計画の提出の期限は、本確認書締結後、乙及び丙が別に指定する日までとする。

4 環境測定の分析結果の提出

甲は、本件P C B廃棄物の処理開始前、処理中及び終了後において、中野サンプラザ内における乙又は丙が指定する地点の環境測定を行い、その分析結果を乙及び丙に対し、提出するものとする。

5 費用負担

甲は、甲の一切の責任において本件P C B廃棄物の処理を行い、また処理に係る一切の経費（前項の環境測定に係る費用及び請負人等に対する報酬・実費を含む。）を負担する。

6 許可

乙は、甲に対し、本件P C B廃棄物の処理に必要な限りにおいて、乙が別途指定する日時・場所・方法により、中野サンプラザの建物及び施設・設備を使用することを許可する。

7 営業補償

- (1) 3 (2) に定める処理計画の承認に際して、処理計画に定められた本件P C B廃棄物の処理により、中野サンプラザの通常の営業に支障が生じる場合は、丙は甲と協議の上、中野サンプラザの営業を一部又は全部休止するものとし、甲、乙及び丙は、本件P C B廃棄物の処理に先立ち、その営業補償額について協議する。当該協議においては、ホテル事業については、甲が、本件P C B廃棄物の処理に必要な期間、中野サンプラザのホテルフロアを買い上げる又は貸し切ることを前提に、営業補償額を定めるものとする。
- (2) 本件P C B廃棄物の処理計画に定める期日までに本件P C B廃棄物の処理が終了しない又は処理開始後に作業フロアが拡大した等の理由で中野サンプラザの通常の営業に支障が生じる場合は、丙は甲と協議の上、中野サンプラザの営業を一部又は全部休止するものとする。この場合、甲、乙及び丙は、営業補償額について協議する。当該

協議においては、ホテル事業については、甲が、本件P C B廃棄物の処理に必要な期間、中野サンプラザのホテルフロアを買い上げる又は貸し切ることを前提に、その他の事業については、当該事業部門の前年の売上高から変動費を控除した額の日割相当額に、当該事業を休止した日数を乗じて算出した金額及び営業休止に伴う経費の合計額を基準として、営業補償額を定めるものとする。

(3) 本件P C B廃棄物の処理中、中野サンプラザの予約者が当該処理を理由にその予約をキャンセルしたときは、丙は、予約がキャンセルされなければ得られたであろう丙の利益と、丙の予約者が負担するキャンセル料の差額を基準に営業補償として甲に対し請求するものとし、甲は、非合理と判断するものを除き、これを支払わなければならない。

8 表明保証

甲は、本件P C B廃棄物に係る処理に関し、次に掲げる事項について、表明し保証する。

- ① 甲及び請負人等は、関係法令、要綱及び各種ガイドライン（特定化学物質等作業主任者の選任、安全衛生教育の実施、健康管理及び就業上の措置、保護具の着用、事前調査及び収集等作業において講すべき措置並びに処理等作業において講すべき措置を含むがこれに限られない。以下同じ。）を遵守して本件P C B廃棄物を処理すること。
- ② 本件P C B廃棄物の処理中及び処理終了後における、中野サンプラザ内の空気中のP C Bの濃度が0.01mg/m³を超えないこと。
- ③ 本件P C B廃棄物の処理中及び処理終了後における、中野サンプラザ内の空気中のダイオキシン類の濃度が処理開始前の濃度を超えないこと。処理開始前の濃度の測定は、本確認書締結後、処理開始までの間に行い、測定結果を書面で確認するものとする。

9 損害賠償

- (1) 本件P C B廃棄物の処理中において、中野サンプラザの利用者（丙の従業員、中野サンプラザの賃借人及び中野サンプラザにおいて従事する者並びに中野サンプラザの利用者、宿泊者その他の第三者をいう。以下同じ。）の人体に当該作業に起因する健康上の被害（ニキビのような吹き出物、皮膚の黒ずみ及び目や口腔粘膜異常、並びに黄色肝萎縮、黄疸、浮腫及び腹痛、並びに倦怠感、手足のしびれ及び末梢神経系の異常、並びに気管支炎、免疫力の低下等の慢性影響を含むがこれに限られない。以下同じ。）を生ぜしめた場合には、甲は、当該中野サンプラザの利用者に対し、損害を賠償する。ただし、乙、丙もしくは中野サンプラザの利用者の故意又は過失により、中野サンプラザの利用者の人体に健康上の被害を生ぜしめた場合には、この限りではない。
- (2) 本件P C B廃棄物の処理中において、甲又は請負人等が、中野サンプラザの建物及

び施設・設備その他の造作物に、破損、汚染・汚損（建物及び施設・設備その他の造作物並びに財物にポリ塩化ビフェニルが染み込んだ場合をいう。以下同じ。）、故障その他の損害を生じさせたときは、甲は、乙又は丙に生じた損害を賠償する。ただし、乙もしくは丙の故意又は過失により損害を生じさせた場合には、この限りではない。

- (3) 本件P C B廃棄物の処理中において、甲又は請負人等が、中野サンプラザの利用者の財物に、破損、汚染・汚損、故障その他の損害を生じさせたときは、甲は、中野サンプラザの利用者に生じた損害を賠償する。ただし、中野サンプラザの利用者の故意又は過失により損害を生じさせた場合には、この限りではない。
- (4) 本件P C B廃棄物に係る甲又は請負人の処理と相当因果関係のある損害について、中野サンプラザの利用者から損害賠償が請求される場合は、甲がその当事者となるべきことを確認する。仮に、本件P C B廃棄物の処理中及び処理終了後に、乙又は丙が、中野サンプラザの利用者から本件P C B廃棄物の処理と相当因果関係のある損害について損害賠償請求等を受けた場合においても、甲は、当該損害賠償請求等の被請求者としての認識に立ち、早期の解決に向け乙又は丙に最大限の協力をするものとする。
- (5) (4)の場合において、乙又は丙が、中野サンプラザの利用者に対する損害を賠償したときは、乙又は丙は、甲に対し、求償することができるものとする。ただし、乙もしくは丙の故意又は過失により、中野サンプラザの利用者が損害を被った場合には、乙もしくは丙の責任割合に応じて、求償できる額が減額されるものとする。
- (6) 甲が、中野サンプラザの利用者の人体に健康上の被害を生ぜしめたことを認識したとき、並びに本件P C B廃棄物の処理中において、甲又は請負人等が、中野サンプラザの建物及び施設・設備その他の造作物並びに中野サンプラザの利用者の財物に、破損、汚染・汚損、故障その他の損害を生じさせたときは、甲は、乙及び丙に対し、遅滞なくその旨を連絡するものとする。

10 誠実協議

本確認書に定めのない事項又は本確認書の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙は、誠実に協議し、誠意をもってその解決にあたるものとする。

本確認書を証するため、本書3通を作成し、記名押印の上、甲、乙及び丙はそれぞれ1通を保有する。

平成30年4月27日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省職業安定局

総務課長 田中佐智



乙 東京都中野区中野4-1-1

株式会社まちづくり中野2丁目

代表取締役 金野昇



丙 東京都中野区中野4-1-1

株式会社中野サンプラザ

代表取締役 佐藤章

